

STRPRIME V13.1F V13.1Gの修正内容

- (1) N値計算による柱頭柱脚金物の引き当てにおいて、「2007年度版 建築物の構造関係技術基準解説書」により、2階建の1階柱の金物は2階柱の金物と同等以上の仕様とするように変更しました。(下記参照)
- (2) 「壁量計算パラメータ」の「接合部のチェック」に「-1:行う(上階引抜キャンセルなし:安全側)」のモードを追加しました。N値計算において上階の引抜力のキャンセルは、場合によっては危険側となるため、キャンセルの有無をここで指定できます。(「0:行う(上階引抜キャンセルあり)」の場合は以前までと同様です。)
- (3) 重心の算定において2階バルコニーと1階外周が重なっている場合も総2階としていましたが、バルコニー部分は含まず、1階外周と2階外周が重なる位置(吹き抜けはのぞく)を総2階とするように変更しました。
- (4) 入力画面において、通り芯、番付より基本モジュールの幅だけ外側に通り芯線の描画を追加しました。これにより、「通り芯のみ表示」とした場合でも、サッシや耐力壁の入力において、物件より外側でも方向点が取れるようになります。
- (5) 耐力壁などを変更して壁量計算を実行してからSTRPRIMEを終了し、再度STRPRIMEを起動したときに壁量計算を実行せずに計算書を出力すると、変更前の計算結果が表示される不具合を修正しました。

[N値計算の金物配置について]

2007/8/10に発行された「2007年版建築物の構造関係技術基準解説書」の「第3章 構造細則」の以下の記載に合わせて、N値計算において1階の接合金物より2階の接合金物の接合部倍率の方が上回った場合は、1階の接合金物を2階の接合金物と同じまたは接合部倍率が上回るものに変更します。

<2007年版建築物の構造関係技術基準解説書>

「第3章 構造細則」(4) 軸組端部の柱と主要な横架材との仕口

2) 告示の表によらない場合 N値計算の場合

「2階建ての1階部分の柱については、その直上にある2階部分の柱の引張力を土台又は基礎へと伝達する必要があるため2階部分の柱の仕口の仕様と同等以上の仕様とする必要がある」

<V13.1Fまで>

N値計算では、構造計算などと同様に各階に発生した引抜力(N値)に応じて金物が設定される。

直上の2階柱の金物有無に関わらず、1階柱のN値=0の場合は金物が設定されない。

<V13.1G以降>

今回、構造関係技術解説書の改正に伴い、金物の設定を以下のように変更する。

1階柱と同じ位置に2階柱があって、2階柱頭および柱脚に設定されている接合金物の接合部倍率が、1階柱頭および柱脚に設定されている接合部の接合部倍率より大きい場合(もしくは接合金物がない場合)、1階柱頭および柱脚に設定されている接合金物を、その接合部倍率以上のものに置き換える(もしくは新しく接合金物を設定する)。

ここで、2階柱頭の金物接合部倍率が1階柱頭2階柱脚共有金物接合部倍率より大きい場合、共有金物を置き換える。ただし、該当する共有金物が存在しない場合は置き換えず、そのままとする。

以上